

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 地籍調査の成果について認証した件 六〇
- 保安林の指定を解除する件 六〇
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 六〇
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 六〇
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件 六四
- 平成二十年度福島県病院局有休任期付職員(看護師及び助産師)採用候補者登録試験を実施する件 六四
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を行う事業所の所在地を変更した件 六二
- 一般競争入札を行う件 六二
- 飼料の試験の結果の概要を公表する件 六三
- 指定管理者を募集する件 六三
- 都市計画の決定に係る関係図書の写真の送付を受けた件 六四

福島県病院局

告 示

福島県告示第七百三十七号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、白河市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年十一月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 調査を行った者の名称
白河市
- 二 成果の名称
白河市登り町の一部、日影の一部、南登り町の一部、南堀切の一部、日向の一部、北登り町の一部及び立石の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第七百三十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十年十一月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 解除に係る保安林の所在場所
石川郡平田村大字西山字煙石二五六の三、二五六の六
- 二 保安林として指定された目的
干害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(治山対策課)

福島県告示第七百三十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十年十一月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号 (福島県)	肥料の種類 種類名称	保証成分量 (%)		その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
		アルカリ分					
820	副産石 卵殻工 灰肥料 ース粒 状	45.0		含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり。	富士見工業株式会社	静岡県静岡市駿河区富士見台一丁目19番47号	平成26年11月17日

(農業総合センター)

公 告

公告第五百六十五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年十一月四日

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
ふあみりかん	郡山市大槻町字弥八池南四	特定非営利活動法人	福島県郡山市大槻町字弥八池南四	平成二〇年一〇月一日	就労継続支援B型生活介護	特定なし
自立支援センター	須賀川市長祿町七七	特定非営利活動法人	同 県須賀川市長祿町七七	同	就労継続支援B型	身体障害者（肢体不自由、聴覚・言語障害）知的障害者
障害福祉サービス事業所「アグテイブ東山」	郡山市田村町金沢字高屋敷二六〇	社会福祉法人	同 県郡山市横塚三丁目四―二二	同	自立訓練（生活訓練） 就労継続支援A型	知的障害者 精神障害者 特定なし
ふたばの里	双葉郡楡葉町山田岡字仲丸一―七七	社会福祉法人	同 県いわき市平字北目町三九―一〇	同	自立訓練（生活訓練） 就労継続支援B型	知的障害者 精神障害者
就労支援センター	会津若松市門田町中野字大道東八一―	特定非営利活動法人	同 県会津若松市山見町一四三―五	同	就労継続支援B型	身体障害者（肢体不自由） 知的障害者 精神障害者

障がい者就労サポートセンター	東白川郡塙町字材木町一二	特定非営利活動法人	同 県東白川郡塙町字材木町一	同	就労継続支援B型	精神障害者
わ	アはな	タドピ	ピアは	なわ		
ドリーム&ホープ	同 郡塙倉町柵倉字西中居八二	特定非営利活動法人	同 町塙字材木町一	同	就労継続支援B型	身体障害者 知的障害者
結工房	白河市表郷金山字竹ノ内五三	特定非営利活動法人	同 県白河市北堀切六	同	生活介護 就労継続支援B型	特定なし

（障がい福祉課）

公告第五百六十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年十一月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
グループホーム原町事業所	南相馬市原町区金沢字割田二二八	南相馬市原町区桜井町一丁目七七	社会福祉法人福島県郡富田町大菅字蛇谷須	福島県双葉郡富田町大菅字蛇谷須	共同生活援助	知的障害者

えるふ ある	いわき市泉 町下川字神 山前七一二	いわき市小 名浜字隼人 二一一人 シヨラメ ール3階	社会福 祉法人 エル・ ファロ	同 県いわ き市植田町 中央三丁目 七一六	共同生活 介護 共同生活 援助	知的障害者 精神障害者
-----------	-------------------------	--	--------------------------	--------------------------------	--------------------------	----------------

(障がい福祉課)

公告第五百六十七号

身体障害者手帳交付システム構築業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年十一月四日

福島県障がい者総合福祉センター所長 佐藤 茂 男

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 身体障害者手帳交付システム構築業務 一式
- 2 業務の様態等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 発注者が指定する日から平成二十一年二月二十七日まで
- 4 履行場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六百六十七条の四第一項の規定に該当しない者であること。
- 2 この公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- 3 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成十一年法律第百二十五号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- 4 過去五年間に国、都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市において身体障害者手帳交付に関するシステム又はそれに類似するシステムを構築した者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2か

ら4までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- 1 提出期間 平成二十年十一月四日(火)から同月十七日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで
- 2 提出場所 郵便番号 九六〇一八〇六五
福島県福島市杉妻町五番七十五号
福島県障がい者総合福祉センター総務課
電話 〇二四一五二一七六四八

- 3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十年十一月十七日(月)午後五時まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等

- 1 契約条項等を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所と同じ。

- 2 入札及び開札の日時 平成二十年十一月二十五日(火)午後一時三十分
- 3 入札及び開札の場所 福島県障がい者総合福祉センター相談室・判定室(福島県福島市杉妻町五番七十五号)

- 4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県障がい者総合福祉センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

- 1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。
 なお、入札説明書及び仕様書については、福島県障がい者総合福祉センターウェブページ (<http://www.pref.fukushima.jp/syosou/>) からダウンロードして入手することが出来る。
 (総務課)

公告第五百六十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第二十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十年八月から同年十月までの間に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。
 平成二十年十一月四日

福島県知事 佐藤 雄平

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所(収去年月)	飼料の名称(飼料の種類)	製造年月	試験結果の概要(%)						備考
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	
郡山市田村町 橋本字河ウツ 396 有限会社けるぶ農場	郡山市田村町 橋本字河ウツ 396 有限会社けるぶ農場(平成20年8月)	K&F super (植物抽出物入混合飼料)	平成20年8月	15.5	8.6	9.3	5.6	0.10	1.11	—
宮城県塩釜市 港町一丁目8 日本配合飼料株式会社塩釜工場	会津若松市イソター西29 日本商事株式会社(平成20年10月)	スーパー黒べこ後期(肉用牛肥育用配合飼料)	平成20年9月	12.8	3.2	5.2	4.4	0.42	0.58	—

注

- 1 飼料の名称の欄中「規」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
- 2 試験結果の概要の欄には、個別検査項目別に試験結果を示し、表示された栄養

成分量に対して過不足があった場合には、備考の欄にその過不足の量を示す。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所(収去年月)	飼料の名称(飼料の種類)	製造年月	試験結果の概要	備考
郡山市田村町 橋本字河ウツ 396 有限会社けるぶ農場	郡山市田村町 橋本字河ウツ 396 有限会社けるぶ農場(平成20年8月)	K&F super (植物抽出物入混合飼料)	平成20年8月	カドミウム 鉛 水銀	
宮城県塩釜市 港町一丁目8 日本配合飼料株式会社塩釜工場	会津若松市イソター西29 日本商事株式会社(平成20年10月)	スーパー黒べこ後期(肉用牛肥育用配合飼料)	平成20年9月	カドミウム 鉛 水銀	

注 試験結果の概要の欄には、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄にはその内容を示す。
 (農業総合センター)

公告第五百六十九号

福島県港湾管理条例(昭和三十一年福島県条例第七十二号)第二条の三の二の規定により、釜島港マリーナ施設の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。
 平成二十年十一月四日

福島県知事 佐藤 雄平

1 公の施設の概要

名称	所在地	主な設備
釜島港マリーナ施設	福島県耶麻郡猪苗代町 大字釜島字上前田四番地	浮棧橋、船揚場、固定式揚降機、ホーンヤーズ、駐車場等

二 指定管理者が行う業務

- 1 マリーナ施設の維持管理に関すること。
- 2 マリーナ施設の使用の許可に関すること。
- 3 マリーナ施設の安全管理に関すること。
- 4 マリーナ施設を使用する者への指導助言に関すること。
- 5 マリーナ施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること。

6 その他知事が必要と認める業務に関すること。

三 指定管理者の指定予定期間

平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで（五期間）

四 業務に係る経費

業務に係る経費に充てるため、利用料金を指定管理者の収入とする。

五 申請の資格

福島県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて、募集要項に示す条件に該当するものとする。

六 申請の手續

1 募集要項の配布

次に定めるところにより、募集要項を配布する。

(一) 配布期間

平成二十年十一月四日（火）から同年十二月四日（木）まで（土曜日、日曜日及び同年十一月二十四日（月）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

(二) 配布場所

九に掲げる問い合わせ先で配布する。
なお、福島県のウェブページ（<http://www.pref.fukushima.jp/kouwan/>）からダウンロードし、入手することができる。

2 説明会

平成二十年十一月七日（金）午後三時から猪苗代町役場三階第一委員会室において説明会を行う。

3 質問書

翁島港マリーナ施設の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

(一) 提出期間 平成二十年十一月七日（金）から同月十四日（金）まで

(二) 提出方法 郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、九に掲げる問い合わせ先まで提出すること。

(三) 回答方法 説明会に参加したすべての法人等に郵送、ファクシミリ又は電子メールで回答する。

4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理

者指定申請書等を提出すること。

(一) 提出書類 指定管理者指定申請書、事業計画書その他の募集要項に定める書類

(二) 提出部数 二部（正本一部及び副本一部）

(三) 提出期間 平成二十年十一月十七日（月）から同年十二月四日（木）まで（土曜日、日曜日及び同年十一月二十四日（月）を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで

(四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送をすること（郵送による場合は、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと。）。

七 指定管理者の指定

福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

八 その他

詳細は、募集要項による。

九 問い合わせ先

福島県土木部河川港湾総室港湾課（福島県福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎三階 電話〇二四―五二二―七四九七 ファクシミリ〇二四―五二二―七七一六 メールアドレスkouwan@pref.fukushima.jp）
（港湾課）

公告第五百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、富岡町から富岡都市計画汚物処理場の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
平成二十年十一月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）

福島県病院局

公告第18号

平成20年度福島県病院局有休任期付職員（看護師及び助産師）採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

平成20年11月4日

福島県病院事業管理者 高 地 英 夫

- 1 試験を実施する職種
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職
- 2 登録予定人員
看護師 15名程度
助産師 2名程度
- 3 試験期日
平成20年12月7日（日）
- 4 受験申込受付期間
平成20年11月4日（火）から同年12月1日（月）まで
- 5 受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局病院総務課（福島市中町8番2号 電話（024）521-7226）
（病院総務課）